



# 島根県報

平成28年6月7日（火）

号外 第 119 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

**告 示**

**島根県告示第435号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	184号	飯石郡飯南町八神1579番10地先から同番7地先まで	前	メートル 18.87～ 29.39	メートル 149.75	雲南県土整備事務所 災害防除工事 拡幅	
			後	18.87～ 38.78	149.75		
県 道	印賀奥出雲線	仁多郡奥出雲町竹崎457番4地先から同509番1地先まで	前	A	4.20～ 9.75	388.42	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管 河川管理者へ移管
				B	12.43～ 130.98		
			後	B	12.43～ 130.98	275.30	
〃	〃	仁多郡奥出雲町竹崎509番1地先から同441番2地先まで	前	A	3.50～ 11.00	507.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ解消 町道移管 河川管理者へ移管
				B	10.00～ 64.00		
		仁多郡奥出雲町竹崎509番1地先から同445番57地先まで	C	8.00～ 38.00	279.00		
			後	B	10.00～ 64.00	422.00	

## 島根県告示第436号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	飯石郡飯南町八神1579番10地先から同番7地先まで	メートル 149.75	平成28年 6月7日	雲南県土整備 事務所	
県道	斐川出雲大社線	出雲市大社町杵築南1345番2地先から同1346番5地先まで	30.50	平成28年 6月7日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市大社町杵築南1364番12地先から同番11地先まで	10.00	平成28年 6月7日		